

少子化対策の取組

第1節 これまでの少子化対策

〈1994（平成6）年12月〉

エンゼルプラン（1995（平成7）年度～1999（平成11）年度）

1990（平成2）年の「1.57ショック」¹を契機に、政府は、出生率の低下と子供の数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子供を生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。

1994年12月、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）（文部、厚生、労働、建設の4大臣合意）が策定された。また、エンゼルプランを実施するため、保育の量的拡大や低年齢児（0～2歳児）保育、延長保育等の多様な保育の充実、地域子育て支援センターの整備等を図るための「緊急保育対策等5か年事業」（大蔵、厚生、自治の3大臣合意）が策定され、1999年度を目標年次として、整備が進められることとなった。

〈1999（平成11）年12月〉

新エンゼルプラン（2000（平成12）年度～2004（平成16）年度）

1999年12月、「少子化対策推進基本方針」

（少子化対策推進関係閣僚会議決定）と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意）が策定された。新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、2000年度から2004年度までの5か年の計画であった。最終年度に達成すべき目標値の項目には、これまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となった。

〈2003（平成15）年7月〉

次世代育成支援対策推進法（2003年7月～）

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、2003年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が制定された。同法は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものである²。この法律は、2014（平成26）年の法改正に

1 1990年の1.57ショックとは、前年（1989（平成元）年）の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

2 具体的には、地方公共団体及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に基づき、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする対策の内容及びその実施時期等を定めた行動計画を策定することとされている。

より、有効期限が更に10年間延長されるとともに、新たな認定制度の導入など内容の充実が図られた。

〈2003（平成15）年9月〉

少子化社会対策基本法（2003年9月～）

少子化社会対策大綱（2004（平成16）年6月～2010（平成22）年1月）

2003年7月、議員立法により、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）が制定され、同年9月から施行された。そして、同法に基づき、内閣府に、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置された。また、同法は、少子化に対処するための施策の指針としての大綱の策定を政府に義務付けている。

2004年6月、少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」（以下「大綱」という。）が少子化社会対策会議を経て、閣議決定された。

この大綱では、子供が健康に育つ社会、子供を生み、育てることに喜びを感じることでできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととしていた。そして、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるよう社会全体で応援するとの基本的考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国を挙げて取り組むべき極めて重要なものと位置付け、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示した。

〈2004（平成16）年12月〉

**子ども・子育て応援プラン
（2005（平成17）年度～）**

2004年12月、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策

大綱に基づく具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を少子化社会対策会議において決定し、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005年度から2009（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げた。

〈2006（平成18）年6月〉

「新しい少子化対策について」

（2006年6月～2007（平成19）年度）

2005（平成17）年、我が国は1899（明治32）年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録した。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006年6月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。

「新しい少子化対策について」では、「家族の日」・「家族の週間」の制定などによる家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、親が働いているかいないかにかかわらず、全ての子育て家庭を支援するという視点を踏まえつつ、子供の成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げた。

〈2007（平成19）年12月〉

**「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
（2007年12月～）**

「日本の将来推計人口（2006（平成18）年12月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通しや社会保障審議会の「人口構造の変化に関する特別部会」の議論の整理等を踏まえ、2007年12月、少子化

社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられた。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みの構築）に同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、2007年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定された。

また、重点戦略を踏まえ、2008（平成20）年2月に、政府は、希望する全ての人々が安心して子供を預けて働くことができる社会を実現し、子供の健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育所等の待機児童解消を始めとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。

〈2010（平成22）年1月〉

新たな大綱（子ども・子育てビジョン）の策定（2010年1月～2015（平成27）年3月）

「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（2008（平成20）年12月、少子化社会対策会議決定）を受け、2009（平成21）年1月、内閣府に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下、全10回の会合、地方での懇談、大学生との公開討論会を開催し、同年6月には提言（“みんなの”少子化対策）をまとめた。

その後、2009年10月に発足した内閣府の

少子化対策担当の政務三役（大臣、副大臣、大臣政務官）で構成する「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」において検討が行われ、有識者、事業者、子育て支援に携わる地方公共団体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集などを行い、2010年1月、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱（子ども・子育てビジョン）を閣議決定した。この大綱では、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」を示すとともに、これらを踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な取組を進めることとされた。

〈2010（平成22）年1月〉

子ども・子育て支援新制度本格施行までの経過（2010年1月～）

2010年1月の大綱（子ども・子育てビジョン）の閣議決定に合わせて、少子化社会対策会議の下に、「子ども・子育て新システム検討会議」が発足し、新たな子育て支援の制度について検討を進め、2012（平成24）年3月には、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を少子化社会対策会議において決定した。これに基づき、政府は、社会保障・税一体改革関連法案として、子ども・子育て支援法等の3法案を2012年通常国会（第180回国会）に提出した。

社会保障・税一体改革においては、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税（国分）の充当先が、従来の高齢者向けの3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、少子化対策を含む社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）に拡大されることとなった。

国会における修正を経て成立した、子ども・子育て支援法等に基づき、政府において子ども・子育て支援新制度の本格施行に向け

た準備を進め、2014（平成26）年度には、消費税率8%への引上げによる財源を活用し、待機児童が多い市町村等において「保育緊急確保事業」が行われた。

〈2013（平成25）年4月〉

待機児童の解消に向けた取組 （2013年4月～）

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消の取組を加速化させるため、2013年4月、2013年度から2017（平成29）年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」を新たに策定し、2015（平成27）年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方公共団体に対してはその取組を支援してきたところであり、その結果、待機児童解消に向けた「緊急集中取組期間」である2013年度及び2014（平成26）年度において、約22万人分（当初目標値20万人）の保育の受け皿拡大を達成した。

今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、2017年度までの整備量を上積みし、40万人から50万人とすることとし、待機児童の解消を目指すこととした。

〈2013（平成25）年6月〉

少子化危機突破のための緊急対策 （2013年6月～）

2013年3月から内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下で、「少子化危機突破タスクフォース」が発足し、同年5月28日には、「『少子化危機突破』のための提案」が取りまとめられた。この提案をもとに、同年6月には、少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」（以下「緊急対策」という。）を決定した。緊急対策では、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化

するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3本の矢」として、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされた。

また、緊急対策の内容は「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（2013年6月14日閣議決定）及び「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（2013年6月14日閣議決定）にも盛り込まれ、政府を挙げて少子化対策に取り組むこととされた。

さらに、緊急対策を着実に実施するため、2013年8月から内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下で、「少子化危機突破タスクフォース（第2期）」（以下「タスクフォース（第2期）」という。）が発足した。緊急対策やタスクフォース（第2期）政策推進チームの「少子化危機突破のための緊急提言」（2013年11月）において、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の重要性が盛り込まれたこと、全国知事会からの強い要望も踏まえ、「好循環実現のための経済対策」（2013年12月5日閣議決定）において「地域における少子化対策の強化」が盛り込まれ、2013年度補正予算において「地域少子化対策強化交付金」が創設された（30.1億円）。

タスクフォース（第2期）が2014（平成26）年5月に取りまとめた提言の主な内容は、「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」（2014年6月24日閣議決定）に盛り込まれ、政府全体の方針とされた。

〈2014（平成26）年1月〉

「選択する未来」委員会 （2014年1月～11月）

人口減少・少子高齢化は、経済社会全体に大きな影響を及ぼすものであることから、2014年1月、経済財政諮問会議の下に、「選択する未来」委員会が設置され、人口、経

済、地域社会の課題への一体的な取組等について精力的に議論が進められ、同年5月に中間整理が、11月に報告がまとめられた。

〈2014（平成26）年7月〉

放課後子ども総合プランの策定 (2014年7月～)

保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面している。このいわゆる「小1の壁」を打破するためには、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要がある。加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要がある。

このような観点から、文部科学省及び厚生労働省が連携して検討を進め、2014年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定した。このプランにおいては、2019（平成31、令和元）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指している。

〈2014（平成26）年9月〉

地方創生の取組（2014年9月～）

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、〈1〉「東京一極集中」の是正、〈2〉若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、〈3〉地域の特性に即した地域課題の解決という3つの視点を基本として、魅力あふれる地方を創生していくことが

必要である。このため、2014年9月3日に発足した第2次安倍改造内閣において、地方創生担当大臣を新設するとともに、「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させた。さらに、同年11月には、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が成立し、12月27日には、日本の人口・経済の中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。これらを勘案し、地方公共団体において、地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されている。2018（平成30）年には、6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」の閣議決定を行うとともに、12月に総合戦略の改訂を行った。

〈2015（平成27）年3月〉

新たな少子化社会対策大綱の策定と推進 (2015年3月～)

新たな大綱の策定に向けて、2014（平成26）年11月に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下、有識者による「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会」を発足させ、検討を進めた。同検討会は、2015年3月に「提言」を取りまとめ、政府においては、この提言を真摯に受け止めて、大綱の検討を行い、少子化社会対策会議を経て同年3月20日に新たな「少子化社会対策大綱」を閣議決定した。

新たな大綱は、従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の5つの重点課題を設けている。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとしている。（第1-2-1図）

基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実
- (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標
※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
- (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後5年間で「集中取組期間」と位置づけ、5つの重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入
- (5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進

重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

- 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施
 - ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
 - ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備
 - ⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」
 - ⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実
 - ⇒今後さらに「質の向上」に努力
- 待機児童の解消
 - ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」
 - ⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保
 - ⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす
- 「小1の壁」の打破
 - ・「放課後子ども総合プラン」
 - ⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

- 経済的基盤の安定
 - ・若者の雇用の安定
 - ⇒若者雇用対策の推進のための法整備等
 - ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進
 - ⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設
 - ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減
- 結婚に対する取組支援
 - ・自治体や商工会議所による結婚支援
 - ⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

- 子育て・保育・教育・住居などの負担軽減
 - ⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用
- 自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進
 - ⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援バスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

4. 男女の働き方改革

- 男性の意識・行動改革
 - ・長時間労働の是正
 - ⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」
 - ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革
 - ⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討
 - ・男性が出産直後から育児できる休暇取得
 - ⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進
- 「ワーク・ライフ・バランス」・「女性の活躍」
 - ・職場環境整備や多様な働き方の推進
 - ⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
 - ・女性の継続就労やキャリアアップ支援
 - ⇒「女性活躍推進法案」

5. 地域の実情に即した取組強化

- 地域の「強み」を活かした取組
 - ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
 - ・先進事例を全国展開
- 「地方創生」と連携した取組
 - ・国と地方が緊密に連携した取組

きめ細かな少子化対策の推進

1. 各段階に応じた支援

○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供
⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援

○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備
⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
- ・産休中の負担軽減
⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実
⇒産後ケアガイドラインの策定検討
- ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止
⇒企業への指導の強化・徹底
- ・周産期医療の確保・充実等

○子育て

- ・経済的負担の緩和⇒幼児教育の無償化の段階的实施
- ・三世帯同居・近居の促進・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上⇒子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援
⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育⇒教材への記載と教職員の研修

○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有
⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
- ・表彰やくみんマーク普及によるインセンティブ付与

基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

主な施策の数値目標(2020年)

子育て支援

□認可保育所等の定員： ⇒待機児童	267万人(2017年度)	(234万人(2014年4月))
	解消をめざす(2017年度末)	(21,371人(2014年4月))
□放課後児童クラブ： ⇒待機児童	122万人	(94万人(2014年5月))
	解消をめざす(2019年度末)	(9,945人(2014年5月))
□地域子育て支援拠点事業：	8,000か所	(6,233か所(2013年度))
□利用者支援事業：	1,800か所	(291か所(2014年度))
□一時預かり事業：	延べ1,134万人	(延べ406万人(2013年度))
□病児・病後児保育：	延べ150万人	(延べ52万人(2013年度))
□養育支援訪問事業：	全市町村	(1,225市町村(2013年4月))
□子育て世代包括支援センター：	全国展開	支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%

男女の働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)

- 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%(－)
- 第1子出産前後の女性の継続就業率：55%(38.0%(2010年))
- 男性の育児休業取得率：13%(2.03%(2013年度))

教育

- 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合：70%(34%(2009年))(注)先進諸国の平均は約64%

結婚・地域

- 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数：70%以上の市区町村(243市区町村(約14%)(2014年末))

企業の取組

- 子育て支援パスポート事業への協賛店舗数：44万店舗(22万店舗(2011年))

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていくと考える人の割合：50%(19.4%(2013年度))

■は新規の目標

資料：内閣府資料

新たな大綱の策定を受け、2015年6月に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下、大綱が定める重点課題に関する取組を速やかに具体化し、実行に移すための道筋をつけるため、有識者による「少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会」を開催し、検討を行った。同検討会は同年8月に「提言」を出し、これを踏まえ、地域における結婚に対する取組の支援や、少子化対策への社会全体の機運醸成等の具体的施策が行われた。

〈2015（平成27）年4月〉

子ども・子育て支援新制度の施行 （2015年4月～）

2012（平成24）年に成立した子ども・子育て関連3法¹に基づく「子ども・子育て支援新制度」について、2015年4月1日から本格施行された。

〈2015（平成27）年4月〉

子ども・子育て本部の設置（2015年4月～）

2015年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に合わせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに「少子化社会対策大綱」の推進や子ども・子育て支援新制度の施行を行うための新たな組織である「子ども・子育て本部」を設置した。

〈2016（平成28）年4月〉

子ども・子育て支援法の改正 （2016年4月～）

2016年通常国会（第190回国会）において、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）の改正を行い、同年4月に施行された。

〈2016（平成28）年6月〉

ニッポン一億総活躍プランの策定 （2016年6月～）

2015（平成27）年10月から、「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、内閣総理大臣を議長とする「一億総活躍国民会議」が開催された。2016年5月、同会議において「ニッポン一億総活躍プラン」（案）が取りまとめられ、同年6月2日に閣議決定された。（第1-2-2図、第1-2-3図、第1-2-4図）

同プランにおいては、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、2016年度から2025（令和7年）年度の10年間のロードマップを示している。

結婚支援の充実に関しては、2016年10月から、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下で「結婚の希望を叶える環境整備に向けた

1 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）をいう。